

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和元年度決算ベース】

令和元年10月1日より消費税（国・地方）が8%から10%に引き上げられました。その趣旨は、地方の社会保障や地方財政の健全化に寄与するものであり、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和元年度佐井村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 15,725 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 291,273 千円

(単位：千円)

事業名		令和元年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	87,644	62,837			2,696	22,111
	高齢者福祉事業	32,203				3,499	28,704
	児童福祉事業	66,368	48,555		5,625	1,324	10,864
	母子福祉事業	5,152	745			479	3,928
	小 計	191,367	112,137	0	5,625	7,998	65,607
社会 保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	30,916	16,626			1,553	12,737
	介護保険事業特別会計繰出金	47,775	2,889			4,877	40,009
	後期高齢者医療特別会計繰出金	9,218	6,914		1,811	54	439
	小 計	87,909	26,429	0	1,811	6,484	53,185
保健 衛生	疾病予防対策事業	5,219	152		52	545	4,470
	健康増進対策事業	6,778	355			698	5,725
	小 計	11,997	507	0	52	1,243	10,195
合 計		291,273	139,073	0	7,488	15,725	128,987

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。